

**平成31年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画
市民政策コメントの意見及び意見に対する市の考え方**

鳥取県東部圏域（鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町）を対象とした平成31年度鳥取県東部圏域食品衛生監視指導計画を策定するにあたり、広く住民の意見を求めるためパブリックコメントを実施しましたので、結果をお知らせします。

1 意見募集の方法

- (1) 募集期間：平成31年2月15日（金）から3月8日（金）まで
- (2) 応募方法：郵送、持参、ファクシミリ、電子メール又は鳥取市公式ウェブサイト
- (3) 閲覧場所：本市公式ホームページでダウンロードできるほか、本庁舎総合案内所、駅南庁舎総合案内、各総合支所の窓口、鳥取市保健所及び鳥取県東部圏域各町役場窓口

2 応募結果

意見総数：3件（1団体）

3 主な意見の要旨と意見に対する市の考え方

第5 情報提供及び意見交換に関する事項		
	意見の要旨	意見に対する市の考え方
1	「消費者・事業者・生産者との食の安全に対するリスクコミュニケーションの推進を図る」内容について、具体的な記述をしてほしい。	本計画の中で、消費者団体等と連携を図ることとしており、このことに基づき、消費者の方との意見交換会などリスクコミュニケーションを実施します。 また、関係団体の意見を聞くため、鳥取県食の安全推進会議に参画します。
2	東部圏域を対象とした食の安全推進会議の設置をしてほしい。	鳥取市は鳥取県からの権限移譲により、岩美町・若桜町・智頭町・八頭町の食品監視指導についても実施しています。 鳥取県と連携し一貫性のある監視指導を実施していく必要があることから、「鳥取県食の安全推進会議」に参画することとしています。
第6 人材の育成及び資質の向上について		
	意見の要旨	回答・方針
3	人材の育成及び資質の向上について、これまでに以上に充実・強化を図ってほしい。	HACCP義務化等食品衛生法改正にも対応ができるよう研修会等に積極的に参加し、資質向上に努めます。